

会議の概要（議事録）

会議の名称	墨田区消防団運営委員会（第2回）		
開催日時	令和元年8月2日（金） 10時00分から11時00分まで		
開催場所	墨田区役所（7階） 庁議室		
出席者数	26人 【委員】15人 委員長（区長） 学識経験者5人、区議会議員5人 本所消防署長、向島消防署長 本所消防団長、向島消防団長 【オブザーバー】副区長 【事務局】11人 都市計画部危機管理担当部長、防災課長、防災係職員（3人） 本所消防署警防課長、向島消防署警防課長、消防署職員（4人）		
会議の公開 （傍聴）	公開（傍聴できる）	傍聴者数	0人
議題	特別区消防団の組織力を強化するための方策はいかにあるべきか		
配布資料	資料1 墨田区消防団運営委員会の答申（案）について 資料2 審議日程表（案）		
会議概要	1 開会 2 委員長挨拶 3 審議 （1）墨田区消防団運営委員会の答申（案）について 資料1に沿って説明 （2）審議日程表（案） 資料2に沿って説明 4 主な意見・質問 【委員長】 それでは、次第に沿って審議を行ってまいりたいと思います。まず、事務局からご説明をお願いいたします。 【事務局】 近年、日本各地においてさまざまな災害が発生しまして、東京においても、首都直下地震の発生が危惧されております。 今回検討します機能別団員の導入については、その根底にあるのも、消防団の組織力の強化については、大規模災害時の消防団の強化であると考えております。そこで、東		

京都から示された諮問事項の機能別団員の例に基づきまして、「応急救護指導団員」「防火防災訓練指導団員」「震災時情報収集団員」「予防広報団員」「大規模災害団員」について説明をさせていただきたいと思ひます。

まず、第1の「応急救護指導団員」について説明させていただきます。その対象者となる方は、応急手当指導員、応急手当普及員の方、あるいは、医療従事者などが考えられると思ひております。その役割については、区民の方に対する応急救護訓練指導に特化した活動と考えております。処遇については、基本団員とは異なり、年額報酬はなく、活動時の費用弁償のみであると考えております。階級は団員として、表彰についても、災害活動を行った場合以外は、対象外とすると考えております。このメリットとしては、応急救護指導時の基本団員の負担を軽減できるということと、団員になる希望があるが、基本団員としての活動に抵抗がある場合に、基本団員とともに行動をすることにより、消防団の組織及び活動内容を理解することになり、基本団員となるための足がかりとなり得るといふことが挙げられると思ひます。デメリットとしては、処遇面において、基本団員と同一では、基本団員から不満の声が挙げられると考えております。

次に、「防火防災訓練指導団員」について説明させていただきます。この対象者と考えられる方は、防災士の方、町会・自治会の防災担当者の方、墨田区役所の防災課職員の方が考えられると思ひております。その役割は、防火防災訓練指導に特化した活動でございます。処遇についても、先ほどとほとんど変わりませんが、年額報酬ではなく、活動時の費用弁償のみとして、階級は団員として、表彰については、災害活動のみと考えております。そして、このメリットとしても、先ほどと同じでございます。また、処遇面のデメリットとしても、基本団員と同一では、基本団員から不満が出るのではないかと考えております。

続きまして、「震災時情報収集団員」について説明させていただきます。この対象者として考えられますのは、民生委員・児童委員の方、ケアマネージャーの方、消防団OBの方が考えられると思ひます。処遇についても、先ほど説明させていただいたとおりと考えております。また、民生委員の方とかケアマネージャーの方は、区内に多数在籍しておられ、登録があり、各現場で活動されているため、団員に対してそれぞれの情報を提供できるのではないかと考えております。また、消防団OBの方も、在団時の貴重な経験や知識を活かして、地域における逃げ遅れ情報や活動危険情報を収集し、その後の災害活動に反映できるものと考えております。しかし、デメリットとしては、例えば、ケアマネージャーの方などが震災時等の災害現場に足を踏み入れることによって、本人が受傷してしまう危険性があるといふことが挙げられます。

続きまして、「予防広報団員」ですが、対象者は、防火女性の会の会員の方や、学生の方を想定しております。その役割としては、火災予防や消防団員募集の広報に特化した活動として考えております。処遇については、今までと同じでございます。消防団の方に代わって、広報活動をやるといふことは、消防団員の負担軽減が期待できる反面、広報活動をするには、車両の運用ですとか、消防団活動の説明には、やはり、現役の方と一緒にしないとなかなか難しいといふ面もあり、その辺もデメリットとして挙げられます。

続きまして、「大規模災害団員」についてです。この対象者としては、消防団OBの方や東京消防庁OBの方を想定しております。その役割としては、大規模災害時に、基本

団員の支援活動や知識・経験及び資格等を活かした災害活動を行うという内容でございます。処遇についても、ほかと同じでございます。メリットとしては、東京消防庁OBには、救急救命士や救急技術の資格を有する者もおりますので、多数発生することが予想される傷病者に対しての対応が期待できるということです。また、延焼拡大が予想される地域においては、可搬ポンプ積載車の運行や可搬ポンプの活用の資格や経験をお持ちの方が多いため、大きな戦力になるであろうと考えております。ただ、年間2回ぐらいは訓練をして、勉強しなければならないと考えております。

それから、今説明させていただきました「応急救護指導団員」「防火防災訓練指導団員」「予防広報団員」につきましては、いきなり基本団員となることに抵抗がある場合は、まず、地域住民の方を指導する機能別団員になっていただき、消防団の組織、役割、重要性ややりがいを学んでいただき、基本団員となるきっかけになっていただけたらよいと考えております。

「震災時情報収集団員」「大規模災害団員」につきましては、今までの経験を活かして、災害活動の即戦力となっただけの人材について検討したものであります。消防団OBの方は、当然、団員としての経験、知識、技術、あるいは、地域とのつながりがありますので、これらを活かすことができると考えております。また、東京消防庁OBについても、車両運行、救助技術、救急技術、船舶等の資格を有しまして、消防団の事務局としての経験者もおりますので、まさに、大規模災害時の即戦力として、消防団の組織力強化につながるものと考えております。

また、これらの機能別団員の方につきましては、いかに基本団員の方の理解を得て、組織力を強化できるかが課題であると考えております。機能別団員の方の報償金とか表彰制度、補職、給貸与品等については、今後十分に検討して、規定化していかなければならないと考えております。

次に、「消防団と消防署隊との連携方策について」ご説明させていただきます。

まず、消防団と消防署隊との連携ですが、この地域は、墨田区、江東区、葛飾区、江戸川区の4区の9消防署で「第7消防方面」というのを形成しております。消防署隊が、この地域に順番に集まって、活動訓練をしております。例えば、当然ながら、火災対応訓練ですとか、あとは、化学災害、危険物、放射能が漏れた場合の活動、これは、NBC災害といいますが、これらの訓練。それから、傷病者が多数発生した場合の対応訓練も行っております。こういう災害時の消防署隊の訓練を理解していただくために、消防団の方に見学に参加していただいて、消防署隊の活動の技術を身につけていただくという方策でございます。これを、消防団の方は自己の団に配置されている資材に照らし合わせて、消防団が独自に実施する訓練をイメージすることが大切であると考えております。

続きまして、消防団主体の訓練に消防署隊が参加する場合についてです。特に、震災等の大規模災害時には、火災現場や救助活動現場に、消防団の方が先着して、独自の活動を展開する必要も出てくると思います。この活動を実りあるものにするために、消防団の方の単独でやる訓練に、消防署隊が参加して、いろいろと技術向上をともに図っていくことが必要であると考えております。

最後に、消防団員が消防署に待機して指揮活動を体験学習するということです。消防団の指揮者の方が、消防署隊の指揮活動を見学することで、例えば、我々がやっ

す部隊の管理、あるいは安全管理方策、活動方針などを学習することができると考えております。

これらの3つの方策により、消防署隊と消防団が連携した活動ができ、ひいては、消防団の組織力の強化につながるものと考えております。

説明については以上でございます。

【委員長】

ありがとうございました。

1つ目は、機能別団員を受け入れるための検討というところですが、具体的に5つのお答えがございました。2つ目は、消防団と消防署隊との連携方策についてということでした。

それでは、それぞれにつきまして、全て一緒に結構ですので、何かご質問、ご意見等がございましたら、委員の皆さまから承りたいと思います。よろしく願いいたします。

【委員】

質問が3つあります。

1つは、「機能別団員制度が既にある中で、墨田区内の本所、向島消防団では受け入れが進んでいない状況である」という記載がありますが、その要因はどのようなところにあるのでしょうか。

2つ目は、全ての機能別団員の表彰について、災害活動以外は対象外となっています。基本的な部分は理解できるのですが、例えば、応急救護指導団員ですと、応急救護をしたときとか、防火防災訓練指導団員ですと、防災訓練などで指導したことに対して、ある程度表彰するというのが、市民感覚だと思います。そういうことを積み重ねて何年かやっていると表彰されるというのは、活動の一つのマインドになると思います。そういうことになると、大規模災害のときに活動するというのは、いつあるかわからないことですので、そういう防災訓練で積極的にしっかりした場合には表彰してあげるような体制をとったほうが、より活動の促進になるのではないかと思います。それについてコメントをいただきたいと思います。

3つ目は、全国の事例を見てみますと、「機能別分団」というのもあるように把握していますが、ここでは、全て「団本部付き」になっていますよね。そして、「団本部の負担が大きい」というデメリットが記載してあります。それを解消する方策として、「機能別分団」ということが考えられるのかどうか。その点について伺いたいと思います。

【委員長】

3点ご質問がございましたので、お答え願います。

【事務局】

まず、1つ目の要因ですが、今のところ、基本団員という方の声かけで募集しておりますが、機能別団員という特化したものでの募集はしておりません。ただ、その辺は、東京都内でも認識されていないのが現状だと思います。

2つ目の表彰については、おっしゃるとおりですが、検討する一番の問題は、なぜ災害に特化したかといいますと、基本団員の方はいろいろなポジション、例えば、災害現場、応急救護、防災訓練も指導しますので、そういう中で、応急救護を10回やる、20回やるというように、回ごとに表彰があります。それに特化した方というのは、それ1つで可能だということで、表彰制度も今後の課題として、今の段階では、基本団員と

同じでは、ちょっと処遇が違うのかなというところです。

あと、分団別の機能別団員についてですが、消防団という組織は団長を中心として、分団があるという形ですので、余りそこから隔離したものをつくってしまうと、なかなか連携が取れなくなるのではないかとということで、このような形を考えております。

【委員】

追加の質問をいいですか。最後の点について、私の理解が間違っていたら恐縮ですが、団長が中心の指揮系統の中で、本団があって、1部とか2部とかありますね。そこに並列して、それぞれの機能別の分団が置かれるということは考えられないのでしょうか。

【事務局】

我々もそこは検討いたしました。地方では、水難救助の機能別団員があるということですが、この墨田区を考えた場合、それに特化したものが考えられなかったので、機能別の分団というのは、議題には上げませんでした。将来的に出てくる可能性はあると思っております。

【委員長】

次の委員の方、どうぞ。

【委員】

私のほうからは、東京都のほうで、「避難路確保」ということの中で、町会に「消火隊」というものを育成するという動きがありますが、消防署、消防団、消火隊ということの位置付けの中では、どうしても、消火隊が入ってこないわけです。そういう中で、防火防災訓練指導団員の中で、「町会・自治会防災担当者」ということで、全体的な流れはわかりますが、消火隊というものの考え方というのは、署のほうではどういう認識でえられるかをお伺いしたいと思います。

【事務局】

町会・自治会の消火隊については、地域で起こった災害に対して、初動をとっていただくということで、非常に重要な役割であると考えております。

【委員】

これは、署の指揮系統の中に、消火隊は入るといえることですか。

【事務局】

いや、系統には入らないです。

【委員】

ということは、区の管轄になるのですか？

【事務局】

町会ですとかの独自の自衛消防に近いような組織であると考えております。

【委員】

こういう文章の中で、いろいろな形で、私たちも消防団に入っていますので認識していますが、消火隊の方の認識が、墨田区と消防署ということの考え方に差があり過ぎて、これからいろいろな形でどういう連携を取るのか、どういうふうな位置付けにするのか。いろいろな形での割り振りの中で、少し検討すべきではないかと思っております。いわゆる機能別団員の候補者でもあるのではないかとということまでのお話です。

【事務局】

それぞれの町会・自治会の消火隊ということもあり得るといえることによろしいでしょ

うか。

【委員】

もともと、東京都は、「避難路確保」という形の中で、全部の町会ではないのですね。そこに面している町会に依頼をして、それを区が受けたわけです。今の状況からすると、区が全面的に育成を担っているという思いもありますが、反面、消防団と消火隊との流れというのは、ちょっと困る部分もあるのですよ。でも、いざ防災、防火の中で動きをとったときに、私たちは言えるのか言えないのかというのがあるのですね、消防団として。そういうことがあるということだけをちょっとお伝えさせていただきました。

【事務局】

わかりました。

【委員長】

ほかにいかがでしょうか。

【委員】

それぞれの受け入れに対して、メリットとデメリットがあるということですが、デメリットはデメリットとしてそのまま受け入れて、何らかの対応をしていくのかということについてお伺いしたいと思います。例えば、「基本団員から不満の声が挙がるのが考えられる」と想定されていますが、これに対する対応だとか、「民生委員の方が災害現場に足を踏み入れた場合には、受傷してしまう危険性がある」ということですが、こういうことにどう対応していくのか。それに対しての方向性があれば教えていただきたいと思います。

【事務局】

このデメリットについてですが、今の消防団の方は、一枚岩にまとまって、災害活動もしますし、例えば、先般行われました操法大会でも、仕事が終わったあとも、活動する方以外に安全管理をやっていただいたり、あと片付けをやっていただいたりということで、一つのまとまった活動をされています。そこに機能別団員の方が、「そこしかやらない」ということになると、融和、協調がなかなか困難ではないかということになります。ですので、まずは、機能別団員の方が入っていただいて、最初は機能別の仕事をしただいて、消防団全体の活動を理解していただいて、融和していただいて、基本団員になっていただければ、一番いいと考えております。

それから、受傷の危険性については、例えば、震災のときに、建物があって、そこに入る危険はどのぐらいなのか、どういう状態だとどういうふうに燃え広がるかとかについて、我々のほうには、訓練用の資器材がありまして、こういうふうに延焼拡大していくとか、こういうものは崩壊する危険があるとか、そういったことについて、訓練を通じて、安全に活動できるように、ともに訓練していくことが重要ではないかと考えております。

【委員長】

ほかにいかがでしょうか。

【委員】

消防団の皆さんにはいつも大変感謝しております。

前回の議事録で確認させていただいたのですが、郵便局の局員の方とか、ヤクルトレディさんなどの活用についてお話があったかと思えます。郵便局に期待される活動とし

ては、地域の高齢者の見守りとか、安全、安心ということで、郵便局自体がそういうステーションになっているかと思います。郵便局長さんの中には、防災士の資格を取っておられる方もたくさんいらっしゃいますし、認知症サポーターとかも取っておられる方もいらっしゃいます。ですので、火災予防の広報活動とか、安全確認、防火訪問などに、そういうことを活用されたいかなと思うのですが、今回上がってきたところには、この郵便局の方に触れておられませんでしたので、そのようになった議論の経過について教えていただきたいと思います。

もう1つ、消防職員のOBの方の活用ということで、大規模災害時のところに出ていますが、実は、地域の高齢者支援総合センターの中ですが、地域的に墨田区の北部というのは、ちょっと厳しい状況のところございまして、高齢化と木密地域があるということで、消防庁のOBの方が、そこで、29年12月でしたか、「大規模水害から命を守る」ということで、防災のワークショップをやってくださいました。そういう方の活動ということで、大規模な災害のときも大事ですが、平時のときでも、そういう方々が消防団として入っていけるような仕組みもつくってはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

【事務局】

まず、郵便局の方についてですが、我々が検討したときに、イメージとしては、地方の場合で、余り住宅がなく、その局員さんだけが配達しているというような場合は、その家族構成から、病気の方がいるとか、あるいは引っ越したとか、いろいろな情報をお持ちだと思います。ただ、23区に当てはめると、個人情報になりますので、認識は余りされていないのかなと思ひまして、そこから外させていただきました。

それから、OBの活用については、そのとおりございまして、地域を知っている方が、消防団として情報収集をやることは、非常に重要だと考えております。

【委員長】

今のご質問に関してですが、ここに書いてある方しか対象じゃないということですか。

【事務局】

いえ、例でありまして、例えば、ここから広がる可能性はあると思います。例えば、第1回の検討の中では、自衛消防組織というものも出ていたと思います。これは、防火対象物の安全、例えば、地震が起きたとき、火災が起きたときに、自衛消防組織というものが、条例のほうで決まりがありまして、その防火対象物の避難誘導とか消火、あるいは、消防隊に対する情報提供というのが、自衛消防隊の役割でありまして、そこをまずやらなければならないということです。例えば、自衛消防隊の方で消防団に入っている方もいらっしゃいますので、入れる可能性もあると思いますが、基本的には、自衛消防隊というのは事業所を守るためのものであって、そこを消防団の方にすると難しいかなと思ひましたので、今回はちょっと外させていただいた形でございます。

【委員長】

ほかにいかがでしょうか。

【委員】

資料に、機能別団員が未活動団員になる温床になり得ることや、現有の基本団員が機能別団員へ移籍してしまうなどの危険性も考慮しなければならない」と書いてあって、確かにそうかなと思ひますので、今後注視していけないと思ひています。

もう一つ、この機能別団員で人数を増やしていこうということと同時に、現在の団員さんを減らさないようにする取り組みも、非常に大事だなと思っています。ところが、今の消防団の条例は、「管轄区域内に居住しているか、通学しているか、勤務しているかとか」ということが、明確に書いてありまして、それから離れますと、資格を失う要件になるというような状況になっています。ただ、運用上、その辺は認めていただいているのですが、特に、23区は、隣接区ということで、例えば、江東区というのはどこが線引きかわからないぐらいにくっついていきます。ですから、さまざまな理由で引っ越しをしてしまったけれども、隣接しているところなので、いくらでも駆けつけられるという人まで外すような状況になるといけないのではないかと思います。また、墨田区で消防団を一生懸命やっていらっしゃった方が引っ越しをして、あと2年ぐらいで定年を迎えるということになると、新しい区で一からやり直すことも難しいということになります。そうであれば、この第7方面ということを考えれば、出勤範囲でもありますし、すぐに出勤できる。勤務状態も優秀だったというような方については、条例改正を明確にやる必要があるかどうかわかりませんが、私は、そういう問題意識を持って、本庁のほうに、「そこはどうなんだ」という話をしているところです。そういうことをもう少し明確にしながら、そういった優秀な方は、できるだけやめないで残せる取り組みということも、同時に大事なかなということで、そういったことも含めて、今後検討していく必要があるのではないかと思います。

【委員長】

まさに、増やすことも大事だし、今みたいな具体的な事例も含めて、今ご提案というか、ご提言をいただきましたので、またそれは検討していただければと思います。

【委員】

ひとつよろしいでしょうか。機能別団員に関しても、条例とか、その下の規則とかで、しっかりと位置付けをしないといけないというところがあると思っております。そういった中で、今おっしゃったような内容は、一つの課題というか、そういうことが考えられるというところもあると思いますので、答申の中にそういった面も、今後併せて、例えば、「消防署でもフォローしていく」とかいったことも必要であるというような形をとらせていただければと思います。

【委員長】

ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。

機能別団員のほうのご質問、ご意見はいただきましたが、2つめの連携方策について、もし何かございましたら。両団長もいらっしゃいますので。方面訓練への参加とか、消防団主体の訓練に、署の皆さんに参加していただくとか。これは、今も結構やっていますよね。それから、団員が消防署に待機して、指揮活動を体験するというのはいいですね。この辺で何かご質問、ご意見などがございましたら、いかがでしょうか。どうぞ。

【委員】

今お話がありました消防団と消防署隊との連携方策についてですが、これは、23区と多摩地域の場合はかなり違いがあります。例えば、山火事などがあったときなど、その場所まで行くのに、1つの消防団だと1時間以上かかってしまう場合もあります。そこで、神奈川県とか近隣の消防団とか消防署隊と連携しないと、火災が起きたときに消す作業が全くできないという現状があることを、我々は聞いています。23区の場合

は、これだけ過密になっていますから、消防団員の動きは活発ですが、多摩に行くと全然違うわけです。だから、東京の中でも、連携の形は違うということで、それぞれしっかり訓練していかないといけないということです。都のほうにそういう点もお願いしていただきたいと思っております。

【委員長】

ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

【委員】

機能別団員の受け入れということで、検討している中で、募集をして、応募してもらって、それを受け入れるという流れの話なのか、また、例えば、一定規模の事業所などに対しては、何らかの形で協力要請をするような動きがあるのかというような点についてお伺いしたいと思います。

【事務局】

具体的な募集方法はまだ確定してないのですが、こういう団員になっていただけということで、いろいろな資格をお持ちの方もいらっしゃると思いますので、まず、導入部分として、こういう機能別団員について広報していく必要があると思っております。

【委員】

事業者としても、自分のところの社員が応募するのに任せるといった話とはちょっと違って、「協力してくれないか」という話をされると、「誰か適任者はいないかな」ということで、本人とも話しながらということで、もっと積極的な応募につながるのではないかと思いますので、事業者の活用みたいなことも、ぜひ検討していただきたいと思えます。

【委員長】

募集に入っていくときに、また新たな課題があるかもしれませんが、いいご提案かと思えます。

ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

【委員】

先ほど、別の委員の方が消火隊の話がされましたが、大変大事なことだと思えます。今日まで議論されてきていることは事実であって、この消火隊を、機能別団員の一つに入れていくかいかないかということ、これから考えていかなければならないと思っています。消防団というのは、東京都の準公務員としての役割を果たし、消火隊は、区の助成金とかをいただいて活動している。内容的にはちょっと格差はあるけれども、今日まで区の助成金をもらいながら訓練しているということを考えると、消火隊の人を集めて、例えば、副区長が団長になるとか、そういうことを考えながら、区としての消火隊の役割というものを、しっかり機能させるべきだと思います。さっきすごく大事なことをおっしゃっていました。私たちも、今日まで、この問題は、何とか消火隊が機能できるように形にしたいなと思っていました。だから、例えば、副区長が団長になって、私たち消防団と一体になって、年に何回か、連携を取って運動していくとか、そういうことが非常に大事になってくるのではないかと考えています。そうすれば、消火隊もある程度自信を持っていきながら、我々消防団員と一体となっていくということもできるのではないかと考えています。その辺、どうですか。

【委員】

位置付けがはっきりされていないということが、ある意味、私たちが分団の中でいろいろやるときもあるわけですし、消火栓も使えるか使えないかということがあります。「水槽で用意して消火訓練を下さい」とみたいな感じがありますが、各町会に、消火栓を使える器具を配布したときに、消火隊は、それを使用できるみたいな形になってきていますから、消防署、消防団、消火隊というものについて、一つの考え方を示していったほうが、いざ災害のときに、統一的な行動がとれるのではないかという思いが、ずっとあるというところです。

【委員】

消火隊の中には、物すごく機能していて、地元の消防団と一体となって、練習もやったりして、1年に一度披露したりして、一生懸命街を守っているのですよ。だから、そういうことも考えると、一体化というのは、そこに属している町会長さんと、例えば、副区長を中心とした組織として頑張っていければ、大きな機能になっていき、役割が果たせていけると思うのですが、いかがでしょうか。

【委員長】

ありがとうございます。今のご意見について、どうぞ。

【事務局】

消火隊は区の管轄というか、まさにおっしゃったとおりで、消火隊の位置付けというものが、今ちょっとあいまいになっているところが事実だと思っております。消火隊の皆さんも、住民防災組織の防火部というような位置付けになってはいますが、やはり、高齢化が進んでいたりですとか、隊によって活動の内容に温度差があるということも事実だと思っております。我々も、消火隊の皆さんが一生懸命頑張っていたいただいているということもわかっていますので、皆さんのモチベーションにつながるような形を、事務的にも摸索はしておりますが、今のご提案でいいヒントをいただきましたので、議論させていただきたいと思っております。消火隊の方々にどこまでリスクを負っていただくかということは、当然あると思いますが、今いただいたご提言も含めて、検討を進めさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

【委員長】

私も、十分参考にさせていただきたいと思っております。消火隊の活動報告をお聞きしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

【委員】

区の総合訓練などに出させてもらっていますが、消火隊の人数がかなり少なくなっています。そうすると、いろいろな方に声かけをして、5人とかでも集めて、「せっかく区のほうで言ってくれるんだから、頑張ろうよ」ということで、隊を組んで出るようにしています。今回の墨田区の総合防災訓練にも、出させていただくようになっています。

あと、「レディス隊」もあるのですが、今から20年ぐらい前にできましたが、それから新しい方が余り入らなくて、隊員の高齢化もあり、町会としても、余り無理はさせられないということで、若い人の募集ということで、子供会とかに声をかけたりしています。できるだけ皆さんと一緒に頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【委員長】

墨田区総合防災訓練に出場ということは、やはりモチベーションになりますよね。

【委員】

「出てくれ」と言われると、「名誉なことだから、しっかりやったほうがいい。足りなかったら、レディス隊と組んでもいいから、出よう」と言って、出るようにしてもらっています。

【委員長】

ありがとうございました。ほかにはよろしいでしょうか。

それでは、委員の皆さまからいろいろご意見をちょうだいいたしました。これをぜひ参考にいただきまして、事務局において答申（案）を修正する部分は修正させていただきたいと思っております。

【委員長】

それでは、今後の審議日程について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

令和元年10月中に、文書審議を終えまして、答申（案）の検討を、委員長が先ほどおっしゃったとおり、修正いたしまして、各委員のご意見をとりまとめて、文書化していきたいと思っております。第3回につきましては、来年、令和2年の2月中に調整して、答申（案）の最終審議、決定をいたしたいと思っております。

詳細が決まりましたら、早めに連絡をいたしたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

【委員長】

資料2のところに、今ご説明いただいたことが書いてあります。10月中に文書審議、来年2月中に最終審議という予定ですので、よろしくお願いいたします。

それでは、大変ありがとうございました。これで予定されていた議題は全て終了いたしました。せっかくのお集まりですので、この際、何かご発言がある方がいらっしゃいましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。以上で閉会とします。

5 閉会

所管課

都市計画部危機管理担当防災課